

## 復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令要綱

- 1 復興特別所得税の額から控除する集団投資信託の収益の分配に係る分配時調整外国税相当額の計算等の細目を定めることとする。(第2条の2関係)
- 2 上場株式等の配当等に係る所得税の額又は復興特別所得税の額から控除された復興特別所得税の額がある場合における源泉徴収特別税額の計算の細目を定めることとする。(第10条関係)
- 3 集団投資信託の収益の分配に係る控除外国所得税の額がある場合における源泉徴収特別税額の計算の細目を定めることとする。(第13条関係)
- 4 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 5 この政令は、別段の定めがあるものを除き、平成32年1月1日から施行することとする。(附則関係)